

## 陳 情 文 書 表

平 2 3 陳 情 第 1 0 号	平成 2 3 年 6 月 8 日 受 理
件 名	外国人による請願・陳情には慎重な対処を求める陳情
陳 情 者	秦野市曲松 2 - 5 - 4 田村 元男
陳 情 の 原 文	
<p>陳情趣旨</p> <p>憲法第 1 6 条は請願権を認めています。しかし、教育は国家主権にかかわる問題であり、これに外国人が介入することは、国家主権の侵害・内政干渉となる恐れがあります。</p> <p>また、教育基本法第 1 条（教育の目的）は「国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」とし、我が国の教育の目的は日本国民を育成することであると定めています。</p> <p>さらに、教育基本法の前文、第 3 条（生涯学習の理念）、第 4 条（教育の機会均等）、第 5 条（義務教育）などは、条文の主語が「我々日本国民」あるいは「国民」となっており、我が国の教育が、日本国民を対象に、国家形成者としての資質を備えた日本人の育成を目的としていることは明らかです。</p> <p>したがって、外国人の子弟がたとえ我が国の公立学校で学んでいたとしても、それを理由にして我が国の教育内容に意見を差し挟むことは、教育基本法の趣旨に反すると言わざるを得ません。仮に、日本人や日本政府が外国の教育内容に口を差し挟もうとすれば、中国・韓国・北朝鮮はもとより、いかなる国においても強い反発を招き一蹴されるであろうことは火を見るより明らかです。</p> <p>つきましては、内政干渉となる恐れがあり、教育基本法の定める教育の目的などの趣旨に反する恐れのある、外国人による請願や陳情には慎重に対処するよう陳情いたします。</p> <p>陳情事項</p> <p>1 外国人による請願・陳情には慎重に対処すること。</p>	

